

## 総務委員会審査日程表

日時 令和7年5月22日（木）

本会議休憩中 開議

場所 第3・4委員会室

第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（流山市税  
条例の一部を改正する条例）

議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（流山市都  
市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第36号

専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例）

【市税関係】

主な改正内容		関係条例
公示送達について	インターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う改正を行う措置を講ずる。	附則第1条第3号 附則第2条

【市民税関係】

主な改正内容		関係条項
特定親族特別控除の創設について	19歳から22歳までの大学生年代の子等の合計所得金額が、95万円（給与収入160万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（45万円）の所得控除を受け、95万円を超えた場合でも、段階的に <sup>ていげん</sup> 逡減する所得控除を受けることができる。	第33条の2 第35条の2 第35条の3の2 及び同条の3の3
原動機付自転車の新たな車両区分の導入について	原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0kW以下のものに係る軽自動車税種別割の税率を、2,000円とする。	第74条 第79条
加熱式たばこの課税方式の見直しについて	加熱式たばこと紙巻きたばこの税負担差の解消するため、段階的に加熱式たばこの課税標準を改正する。	附則第11条の2の2

【固定資産税関係】

主 な 改 正 内 容		関係条項
長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置について	一定の要件を満たしたマンションについて、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施した場合に、当該固定資産税額を3分の1減額する措置について、管理組合の管理者等から必要書類の提出があり要件に該当すると認められるときは、区分所有者から減額申告書の提出がなかった場合においても、当該減額措置を適用できることとする規定を新設したうえで、適用期間を2年間延長する。	附則第5条の4

議案第37号

専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）

【都市計画税関係】

地方税法の改正に伴い、条項の整理を行う。

# 住宅の改修による固定資産税の減額

## 工事完了後3カ月以内に申告を

別表の要件に適合する住宅の改修を行った場合、その住宅に係る固定資産税が減額されます。いずれも工事完了後3カ月以内の申告が必要です。

▷減額期間＝工事完了の翌年度分(1～3月は翌々年度分)

	工事内容	要件	減額範囲	添付書類
耐震改修 ID 1000496	建築基準法などの現行耐震基準に適合した耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●昭和57年1月1日以前から所在している住宅</li> <li>●令和8年3月31日までに工事が完了</li> <li>●耐震改修費用が50万円超</li> </ul>	1戸当たりの床面積120㎡相当部分の固定資産税額の2分の1※通行障害既存耐震不適格建築物の住宅または改修により長期優良住宅の認定を受けた住宅は、翌年度分は3分の2、翌々年度分は2分の1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●増改築等工事証明書または住宅耐震改修証明書</li> <li>●工事箇所の前後の写真</li> <li>●領収書</li> <li>●工事内訳書</li> <li>●長期優良住宅認定通知書の写し※改修後の住宅が長期優良住宅の認定を受けた場合</li> <li>●耐震診断結果報告書の写し※住宅が通行障害既存耐震不適格建築物に該当する場合</li> </ul>
バリアフリー改修 ID 1000497	廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室・トイレの改良、手すりの取り付け、床の段差の解消、引き戸への取り替え、床表面の滑り止め改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新築された日から10年以上経過した住宅</li> <li>●令和8年3月31日までに工事が完了</li> <li>●住宅耐震改修軽減が適用されていない</li> <li>●以前に本減額の適用を受けていない</li> <li>●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下</li> <li>●賃貸住宅でない</li> <li>●改修補助金を除く自己負担費用が50万円超</li> <li>●65歳以上の方、要介護・要支援認定の方または障害のある方のいずれかが居住する住宅</li> <li>●当該住宅の居住部分の床面積が総面積の2分の1以上</li> </ul>	1戸当たりの床面積100㎡相当部分の固定資産税額の3分の1	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住者に対する要件を満たしていることが確認できる書類の写し</li> <li>●工事箇所の前後の写真</li> <li>●領収書</li> <li>●工事内訳書</li> <li>●補助金などの給付決定が確認できる書類</li> </ul>
省エネ改修 ID 1000498	窓の断熱改修工事(二重サッシ・複層ガラス化など。必須)と併せて行う床・天井・壁の断熱改修工事、太陽光発電装置・高効率空調機・高効率給湯器もしくは太陽熱利用システムの設置工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平成26年4月1日以前から所在している住宅</li> <li>●令和8年3月31日までに工事が完了</li> <li>●以前に本減額の適用を受けていない</li> <li>●改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下</li> <li>●賃貸住宅でない</li> <li>●改修補助金を除く自己負担費用が60万円超※断熱改修工事に係る費用が60万円超、または断熱改修工事に係る費用が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽光熱利用システムの設置工事に係る費用と合わせて60万円超</li> <li>●新築住宅、認定長期優良住宅、耐震住宅に対する減額適用期間でない</li> </ul>	1戸当たりの床面積120㎡相当部分の固定資産税額の3分の1※改修により長期優良住宅の認定を受けた住宅は3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>●増改築等工事証明書</li> <li>●工事箇所の前後の写真</li> <li>●領収書</li> <li>●工事内訳書</li> <li>●長期優良住宅認定通知書の写し※改修後の住宅が長期優良住宅の認定を受けた場合</li> <li>●補助金などの給付決定が確認できる書類</li> </ul>
長寿命化に資する大規模工事を行ったマンション改修 ID 1041998	マンションの屋根と床の防水工事や外壁の塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新築された日から20年以上経過した10戸以上のマンション</li> <li>●長寿命化工事を過去1回以上適切に実施し、2回目以降の大規模修繕工事を令和7年3月31日までに完了</li> <li>●長寿命化工事の実施に必要な積立金が確保されている※市の認定を受けた管理計画認定マンションのうち、積立金の額の引き上げを行った場合または市からの助言・指導を受けて修繕計画を見直し、積立金の積み立てや額の引き上げを行った場合</li> </ul>	1戸当たりの床面積100㎡相当部分の固定資産税額の3分の1	国土交通省から詳細が示され次第、市ホームページでお知らせ